

CM規制の検討が優先課題

4 憲法国民投票法
改正

「日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律案」が204回通常国会で成立した。

この与党提出原案は、2016年の改正公職選挙法に盛り込まれた「共通投票所制度」など7項目を憲法改正の手続きに関する国民投票にも適用するものである。投票しやすい環境を整えることを目的としており、その改正の必要性は認められる。

CM規制等の公正性の確保

一方で、与党提出原案は、有料広告規制、テレビCMやネットCM等についての規制がなく、外国からも含め資金力によって世論が誘導されかねないという根本的な欠陥があった。立憲民主党は、まずはこの欠陥を補うべきと主張し続けてきたが、これまでは与党の同意が得られずにきた。

しかしながら204回通常国会では、立憲民主党の提案を受けて、3年以内にCM規制等について議論し、結論を得て法的な措置を取ることが本改正案に明記されることになった。この規定が盛り込まれなければ、CM規制等に関する根本的欠陥が放置されたまま改憲論議が進む恐れがあった。今回、与党も賛成の上、本改正案が成立したことで、最悪の事態を回避できたと考える。なお、今後は、CM規制の在り方の検討が優先課題となる。

憲法改正の発議の前には、ルールの公正性に関して結論を出すことが必要不可欠であることを、これからも立憲民主党は広く国民に訴えていく。

条文あいまいで効果不明、私権制限など懸念

5 重要土地利用
規制法案

窮屈な日程の中、政府は法案を強引に提出

政府は204回通常国会終盤に「重要土地利用規制法案」を提出したが、委員会での審議を進めるにつれて法案の欠陥が次々と明らかになった。衆議院では、与党自らが法案を一部修正したが、議論が尽くされないまま採決が強行された。

審議を通じて多くの欠陥が露呈

本法案は、国が重要施設や生活関連施設の周辺1キロメートル以内を「注視区域」や「特別注視区域」に指定し、所有者、住民、テナント情報や使用の用途などを広範囲に調査することを可能としている。

また、「特別注視区域」については土地の売買の「事前報告」も義務付けられている。このような規制やプライバシーに踏み込むことは、指定区域の自由な経済活動や、不動産の資産価値などにも大きな影響が出かねない。一方で、問題のある取引が行われようとしても、国から土地の買い入れの申し入れができるのみで実効性がない。さらに、地方自治体が検討を求めた水源地や農地の保全などについては、盛り込まれていないものであった。

立憲民主党は、自衛隊の基地や原発など、日本の安全保障上重要な施設を守り、国境や離島等の保全をすることは必要であり、そのための法整備を進めるべきだと考えている。

しかし、本法案は条文があいまいで効果が不明などの問題点があるため、立憲民主党は修正案を提案したが与党は受け入れず、法案には反対することとした。今後、法運用を厳しく監視するとともに、真に必要な範囲で効果的な法案を検討すべきと主張していく。